

令和5(2023)年度諮問(一)第3号
令和5(2023)年度答申(一)第6号

「生活保護法に基づく生活保護費返還額決定処分に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

足利市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和3(2021)年4月14日に行った生活保護法（昭和25年法律144号。以下「法」という。）第63条の規定による生活保護費返還額決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという知事（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

本件審査請求に係る概要は以下のとおりである。

- 1 令和〇(〇〇)年〇月〇日、審査請求人は〇〇県〇〇市から足利市内に転居した。
- 2 令和〇(〇〇)年〇月〇日、審査請求人は透析治療のために医療機関を受診した。
- 3 令和〇(〇〇)年〇月〇日、審査請求人は処分庁に生活保護申請を行った。
- 4 令和〇(〇〇)年〇月〇日、処分庁は同年〇月〇日付で審査請求人の生活保護開始決定を行った。
- 5 令和〇(〇〇)年〇月〇日、審査請求人は2に係る重度心身障害者医療費助成制度の助成金（以下「本件助成金」という。）を受領した。
- 6 令和3(2021)年4月14日、処分庁は本件助成金に相当する金額を返還対象として本件処分を行った。
- 7 令和3(2021)年5月24日、審査請求人は栃木県知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。
- 8 審査庁は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第43条第1項の規定により、令和5(2023)年6月26日付けで本件審査請求について栃木県行政不服審査会(以下「審査会」という。)に諮問した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求人の主張は本件処分の取消しを求めるもので、その理由を要約すると以下のとおりである。

- (1) 〇〇県〇〇市で生活保護を受給していたが、足利市に転居したことで廃止されたため生活保護申請を行った。〇〇市福祉事務所に対しケース移管を依頼したが受付けてもらえなかった。ケース移管さえしてもらえば今回の費用返還は無かったはずである。
- (2) 重度心身障害者医療費助成制度を元に支払った1万円は自立更生費として支払っており、本件助成金はその自立更生費が返還されたものであるから収入認定するべきではない。

2 審査庁

本件審査請求は、審理員意見書のとおり棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 本件処分に係る関係法令等の規定について

法に基づく生活保護の実施に係る事務は、地方自治法第2条第9号第1号に規定する法定受託事務であり、法令のほか「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)、 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)等に基づいて行われ、これら国からの通知は、法令受託事務の処理基準と位置づけられている。

ア 収入認定に係る規定について

(ア) 次官通知第8の3[認定指針](2)ア(ア)で、「恩給、年金、失業保険その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。」とされている。

(イ) 次官通知第8の3[認定指針](2)ア(イ)で、「収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること。」とされている。

(ウ) 次官通知第8の3[認定指針](3)エで、収入として認定しないものとして、「自立更生費を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」とされている。

イ 費用返還に係る規定について

(ア) 法第63条において、「被保護者が、急迫の場合において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定められている。

(イ) 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。)問13—5(法第63条に基づく返還の決定)で、「原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。しかしながら、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。」と、返還額から控除する取扱いをするものとして、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあ

てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」とされている。

(ウ) 別冊問答集問13—6（費用返還と資力発生時点）で、「保護開始前の災害等により補償金（中略）、保険金等が保護開始後に支給された場合は、被災したことが明らかである限り、被災時より補償金請求権、保険金請求権等は客観的に確実性を有するものであることから、保護開始時より資力があるものとして返還額決定の対象となる。」とされている。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 本件助成金の性格について

本件助成金は、(1)ア(ア)のとおり恩給、年金、失業保険金その他の公の給付に該当するものであり、審査請求人の本件助成金自体を自立更生のための給付とする主張は認められない。

なお、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、(1)ア(イ)のとおり、必要経費を実費控除することとされている。

イ 法第63条の適用について

(ア) 法第63条は、被保護者が、資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならないと規定している。

(イ) 本件における資力の発生時点について検討すると、審査請求人は国民健康保険の被保険資格及び重度心身障害者医療費助成制度の受給資格を取得した状態で医療機関を受診した令和〇(〇〇)年〇月〇日に自己負担が発生し、当該自己負担金は後日補填される金銭であり同年〇月〇日に受領している。別冊問答集問13—6で、保護開始前の災害等による補償金等が保護開始後に支給された場合は、被災時より補償金請求権等は客観的に確実性を有するものであることから、保護開始時より資力があるとの考え方を示している。

(ウ) 本件助成金についても、保護開始前の治療行為に基づいて助成金の請求権が発生していたものであり、審査請求人には保護開始時より潜在的な資力があつたと認めることができることから、処分庁が審査請求人に法第63条に規定する「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」に該当するとして、保護費の返還を求めたことには正当な理由がある。

ウ 費用返還額の決定について

(ア) 法第63条に基づく費用返還額は、別冊問答集問13—5によると原則全額を返還対象とすることとされている。

(イ) 処分庁は、審査請求人に対し調査を行い、本件助成金の使途は生活費であること、必要経費は発生していないことを確認している。

(ウ) 処分庁は、令和〇(〇〇)年〇月〇日及び〇月〇日に本件処分に係るケース診断会議を実施し、本件助成金から控除すべき額がないことを認定している。また、返還対象期間に審査請求人世帯に支給した生活保護費と審査

請求人が受領した本件助成金を比較し、支給した保護費の方が大きいことから本件助成金全額を要返還額として決定した。

(エ) 以上のことから、返還額決定に至る過程に不適切な点は認められない。

第5 審査会の判断

1 審理手続きについて

本件審査請求に係る審理手続きは、適正に行われたものと認められる。

なお、審査庁においては、事案の迅速な処理に留意されたい。

2 本件処分の妥当性について

本件審査請求は、保護開始前に受給権があった重度心身障害者医療費助成制度による助成金を、保護開始後に受領したことにより生じた生活保護費の返還額決定処分である。以下、本件処分の妥当性について検討する。

(1) 法第63条の適用可否について

ア 別冊問答集問13—6を踏まえ本件助成金について検討すると、保護開始前の治療行為に基づいて審査請求人に請求権が発生していることから将来本件助成金の受領には確実性があり、審査請求人は保護開始時点で資力を有していたと判断できる。

イ よって、本件助成金は、審査請求人が生活保護申請を行った日(令和〇(〇)年〇月〇日)時点では活用できないが、同年〇月〇日に受領したことにより活用できるようになった資力であると捉えることができる。

ウ したがって、処分庁が審査請求人は法第63条の「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」に該当すると判断し法第63条を適用したことに違法又は不当な点はなく妥当である。

(2) 本件助成金の返還妥当性について

ア 審査請求人は、「〇〇市福祉事務所に対しケース移管を依頼したが受け付けてもらえなかった」「移管をしていれば費用返還額はなかった」旨主張しているが、移管は法令や通知に規定はなく行政処分でもないと認められる。また、移管をするか否かは転出前の実施機関が判断するものであり、転出後の実施機関である処分庁に対して不服を主張することはできない。なお、処分庁は、審査請求人が生活保護を申請した令和〇(〇〇)年〇月〇日に遡及して保護を開始しており、審査請求人の事情を最大限考慮した適正な手続きを行っているとして認められる。

イ 本件助成金受領に係る保護費の返還金額について、審査請求人は自立更生費の返還であり収入に値せず返還を要しない旨主張していることから、その妥当性を検討する。

ウ 別冊問答集問13—5において、法第63条に基づく費用返還額は原則全額を返還対象とすること、受領した金品のうち自立更生の用途に充てられたと実施機関が認めた金額に限り収入として認定しないこととされている。処分庁は、審査請求人が生活保護を申請した後に社会福祉協議会から令和〇(〇〇)

年〇月〇日に受診した分の医療費の支払いに充てるため借入れた金銭について収入として認定せず、結果として自立更生費として認めた場合と同様の扱いをしていることから、審査請求人のイの主張は自立更生費を二重に認めることとなり採用できない。

エ また、処分庁は、令和〇(〇〇)年〇月〇日に審査請求人から本件助成金を生活費に消費したこと、本件助成金受領のために交通費等の必要経費は発生していないことを確認しており、法、局長通知等に従って返還額を決定していると認められる。

オ したがって、処分庁が本件助成金全額を返還対象としたことに違法又は不当な点はなく妥当である。

3 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 附言

本件審査請求については、諮問までに2年以上を要しており、諮問までの期間が長いと言わざるを得ない。審査庁においては、簡易迅速な手続きにより権利利益の救済を図るという行政不服審査制度の目的に則り、審査手続を迅速に行うべきであることを申し添える。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 5 (2023)年 6 月26日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和 5 (2023)年12月13日 (第57回審査会第 3 部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 第 1 回審議
令和 6 (2024)年 1 月17日 (第58回審査会第 3 部会)	・ 第 2 回審議
令和 6 (2024)年 2 月14日 (第59回審査会第 3 部会)	・ 第 3 回審議

栃木県行政不服審査会第 3 部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
田 中 修 二	人権擁護委員	
根 本 智 子	弁護士	
村 上 順 男	元栃木県労働委員会事務局長	第 3 部会部会長 職務代理者
和 田 佐英子	宇都宮共和大学シテイライフ学部 教授	第 3 部会部会長

(五十音順)